

整理番号；

様式第8（第3条の2関係） ※捺印を1ヶ所お願いします。

新規化学物質製造（輸入）報告書

申出書案に対し FAX で送付している「中間物等新規化学物質の申出に係る正式文書の提出について」に記載されている「整理番号」を、こちらに記載して下さい。

平成23年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

ME T I 化学株式会社

代表取締役社長 * * * * 印
東京都千代田区 * * * *（※代表者印をお願いします。）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第〇号（記入注意1）に該当する場合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

1. 新規化学物質の名称 (確認を受けたときの名称と同じ物質名称を記載してください。)	メチル=4-ヒドロキシベンゾアート
2. 確認を受けた年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（記入注意2）
3. 製造（輸入）実績数量（記入注意3）	20,000kg (申出書の数値 20,000kg)
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量（令第3条第1項第3号の場合にあっては、輸出先毎の輸出実績数量）（記入注意4）	15,000kg
5. 製造（輸入）、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況	I. 製造過程合計 実績値 0.62kg/1t×20t=12.4kg/年以下 (申出書の数値 12.4kg/年以下) II. 使用過程合計 実績値 0.1575kg/1t×15t=2.3625kg/年以下 (申出書の数値 3.15kg/年以下)

	<p>Ⅲ. 総合計</p> <p>実績値 14.7625kg/年以下 (申出書の数値 15.55kg/年以下)</p>
<p>6. 確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容 (記入注意5)</p>	<p>①代表者の氏名の変更 △△ △△ → □□ □□</p> <p>②担当者の氏名の変更 ×× ×× → ○○ ○○</p> <p>③代表権移転を伴わない社名、事業所名の変更 ◇◇◇◇ → ※※※※</p> <p>④廃棄物処理業者の変更 ▲▲ → ▼▼ (許可番号：■ ■ → ◇◇、許可を受けた自治体：▽→▲、許可品目：◎→●)</p> <p>⑤組織体制の変更 管理部長の交代 ○○ ○○ →◇◇ ◇◇</p> <p>⑥輸入国の変更 例：アイルランド → アメリカ合衆国</p> <p>⑦輸出先会社の変更 ○○○.Co. → △△△.Ltd.</p> <p>⑧商流の変更 □□□会社 → ◇◇◇商事株式会社</p> <p>⑨製造（輸入）予定数量の減少 ◎◎◎kg → ×××kg</p> <p>⑩環境放出量の増加を伴わない反応経路や閉鎖系工程等の変更等 別紙のとおり変更した (プロセスフロー等を別紙にて添付すること。)</p> <p>⑪その他、確認基準に照らし影響のない変更</p> <p>(*1) ④⑨⑩については、変更後の環境放出量を明示すること。 例：余剰汚泥経由の放出量 0.1kg/1t×10t=1.0kg/年以下 →0.08kg/1t×10t=0.8kg/年以下・・・</p>

	<p>使用過程合計</p> <p>0.15kg/1t×10t=1.5kg/年以下 → 0.13kg/1t×10t=1.3kg/年以下</p> <p>(④⑨⑩については、<u>環境放出量が増加する場合には改めて確認を受ける必要があります。</u>(記入注意5を参照のこと。))</p> <p>(*2) ⑧については、商流に基づいた確認書の写しを添付してください。</p>
--	--

当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署 : MET I 化学株式会社 ファイン事業部

担当者名 : ** **

連絡先 : 電話 F A X E-mail

~~~~~

記入注意1 : 1号は中間物、2号は閉鎖系等用途、3号は輸出専用品ですので、1～3号の中から選択し、該当する番号をご記入ください。

記入注意2 : 確認日とは、3大臣から申出者に対して「中間物等に該当する、との確認を行った旨を通知」した確認通知書に記載されている日付のことです。事業者が中間物等の申出を行った日付ではありませんのでご注意ください。

記入注意3 : 標題中「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は抹消してください。なお、同一物質について複数の確認を受けている場合（輸出専用品と中間物の両方で確認を受けている場合など）については、それぞれの確認ごとに数量が分かるよう記載してください。

記入注意4 : 使用者が複数いる場合、4. はそれぞれの使用者について記載してください。また、その場合、5. 6. はどの使用者についての記載が分かるよう記載して下さい。

記入注意5 : ①～⑩に掲げる軽微な変更該当しない事由については、改めて確認を受ける必要があります。(平成20年3月24日付け「中間物等の確認を受けた申出内容を変更する場合の手続について」をご参照願います。)